

内部通報規程

第●条

- 1 職員は、法令違反行為、内部規程違反行為及び倫理綱領違反行為が生じ、又は生じるおそれがあると判断した場合には、自己の関与の有無にかかわらず、行政機関又は第三者に通報する前に（ただし、第2項但書き及び第3項但書きにより除外される場合を除く。）直ちに、相談・通報窓口に通報しなければならない。
- 2 職員は、公益通報者保護法第2条第3項の規定する通報対象事実（以下、「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合に限り、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、公益通報をすることができる。ただし、職員は、個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合を除き、事前に、相談・通報窓口に通報しなければならない。
- 3 職員は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次の①ないし⑤のいずれかに該当する場合であって、その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対し通報するときに限り、前項の行政機関以外の第三者に通報することができる。ただし、職員は、④に該当する場合及び⑤に該当する場合を除き、事前に相談・通報窓口に通報しなければならない。
 - ① 役務提供先等や行政機関へ公益通報をすれば、不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ② 役務提供先等に公益通報をすれば、通報対象事実に係る証拠が隠滅されるなどのおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ③ 役務提供先から行政機関や外部の第三者への公益通報をしないよう正当な理由なく要求された場合
 - ④ 書面により内部通報をした後、20日を経過しても役務提供先等から調査を行うという通知がない場合、又は役務提供先等が正当な理由なく調査を行わない場合
 - ⑤ 個人の生命又は身体に危害が生じ、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- 4 第1項ないし第3項の場合において、職員は、合理的な根拠に基づき誠実に通報を行わなければならない、内容虚偽の通報、他人を誹謗・中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。